

三瀬トンネル、巖木多久道路及び東脊振トンネルの通行料金を次のとおり変更し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

佐賀県道路公社理事長 坂 本 洋 介

三瀬トンネルの料金

(通行1台1回につき 単位：円)

車種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等
料金の額	320	370	520	890	250	30

巖木多久道路の料金

(通行1台1回につき 単位：円)

車種		普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等
料金の額	全区間利用	210	210	310	580	150
	一部区間利用	100	100	150	300	80

東脊振トンネルの料金

(通行1台1回につき 単位：円)

車種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等
料金の額	320	370	520	890	250	30